

本翻訳は参考のために用意されたものであり、内容については英語版 (<http://www.osisoft.com/usage-and-service-terms.html>) が基準となるものとします。

製品利用規約

2018年8月

目次

当社のソフトウェア	2
データ収集	2
ストレージ	2
クライアントツール	3
インテグレータ	4
一般利用規約	5
ライセンスモデル	5
複製	6
OSIsoft のマークの帰属と使用	5
制限事項	6
サードパーティ製品	6
認定サードパーティ	6
データの共有	6
米国政府	6
当社のソフトウェアの合法的な利用	7
ソフトウェアの置き換えについて	7

本書は、お客様の同意に従い、お客様が当社（OSIsoft）から取得したソフトウェアライセンスに適用される、ライセンスの制限事項および利用基準について説明するものです。

当社のソフトウェア

データ収集

データ収集は、データの入力を容易にし、また PI Interface、PI Connector およびウェブサイトに (<https://techsupport.osisoft.com/Products/PI-Interfaces-and-PI-Connectors>) 列記されているその他製品をカバーしています。

個々の製品は下記のいずれかの方法でライセンスされます。

1. ノード単位のライセンス
 - a. ノードとは、当社のソフトウェアをインストールする物理的または仮想的なホストコンピュータのことをいいます。つまり、ノードはオペレーティングシステムの一つのインスタンスであるといえます。
 - b. ノードが機能するようにするため、またはその他の設計上の理由から、単一のノード上で複数のソフトウェアのインスタンスを展開できるようにするための権利がノードライセンスに含まれます。
2. コネクション単位のライセンス
 - a. コネクションは、当社のソフトウェアのコピーと、当社の他のソフトウェアのコピーまたはサードパーティのデータソースの間をつなぐリンクのことを指しています。
3. 各データ収集オフリングライセンスには、プライマリインターフェースやコネクタが展開に失敗した場合のみデータを送信するフェイルオーバーを展開する権利が含まれています（これにより、アクティブモードとパッシブモードの切り替えを行えます）。
4. 以下の要件が特定のオフリングに適用されます。
 - a. PI to PI Interface :
 - i. 各コネクションは、単方向の送信が行えるものとして扱われます。
 - ii. 双方向のデータ転送を行うには、2つの PI to PI Interface のライセンスが必要となります。
 - b. * 特定の PI Interface と PI Connector は、オフリングに固有の基準（例えば、フェーズ測定ユニットの数）によりライセンスされます。詳細な説明をご覧になりたい方は、製品の見積りに添付されている文書を参照してください。

ストレージ

ストレージ製品は、データを格納し、コンテキスト化するために使用されます。ストレージ製品は PI サーバとサポートサーバとアドオンが含まれます。個々の製品は、以下の方法のうちの1つで認可され可能です。

1. ノードとデータストリーム単位のライセンス
 - a. ノードとは、当社のソフトウェアをインストールする物理的または仮想的なホストコンピュータのことをいいます。つまり、ノードはオペレーティングシステムの一つのインスタンスであるといえます。
 - i. ノードの数が付属文書の中で特定されていない場合、ソフトウェアは1つのノード上でのみ作動させることができます。
 - b. データストリームは、当社のソフトウェアが使用するデータタグまたはモジュールで、データやデータ構造を設定、構成または格納します。
 - i. データストリームは、製品間で転送し合うことはできません。

2. プライマリ PI Server のノードとデータストリーム単位のライセンス
 - a. サポートサーバと PI Server アドオンは、プライマリ PI Server と常に関連付けられ、構成されています。
 - b. ライセンスの付与は、参照プライマリ PI Server のノードとデータストリームに基づきます。
3. 以下の要件が特定のオフリングに適用されます。
 - a. **PI Test Server**
 - i. PI Test Server はテストやトレーニングの目的のために使用されます。
 - ii. PI Test Server は製造環境では使用できず、タイムアウトやデータへのアクセス制限が適用される可能性があります。
 - b. **Ancillary PI Server (補助的 PI Server)**
 - i. Ancillary PI Server は、検証またはネットワークアーキテクチャ（例えば data diode 要件）のため、単一のライセンス PI Server を補助する役割を果たします。Ancillary PI Server は、すでにライセンス許諾されているプライマリ PI サーバの構成を反映します。
 - ii. Ancillary PI Server の構成は、それがサポートする PI サーバと異なっているなら、補助的 PI Server とは見なされません。独立した PI サーバと見なされます。
 - iii. Roll-up server （たとえば、複数のサーバからデータを収集している中央サーバ）として使用することはできません。
 - c. **High Availability PI Server (高可用性 PI Server)**
 - i. High Availability PI Server は、プライマリ PI Server とコレクティブを形成するよう構成されます。
 - ii. HA コレクティブのメンバーは、切り離して独立 PI Server として動作させることはできません。
 - d. **PI System Access (PSA)**
 - i. PSA は、OSIsoft 以外のソフトウェアプログラムまたはデバイスが、PI Server またはサポートサーバに格納されているデータにアクセスできるようにするライセンスです。
 - ii. PSA ライセンスは、以下の場合に必要となります。
 1. PI Server またはサポートサーバに格納されているデータにプログラムでアクセスする、OSIsoft 以外のソフトウェアプログラム、アプリケーションやデバイスを展開する場合。
 - iii. PSA ライセンスは、以下の場合は必要ありません。
 1. 当社のソフトウェア（クライアントツールやインテグレータ等）を展開する場合。
 - e. **PI Collection Suite, PI Visualization Suite**
 - i. PI Collection Suite に基づきライセンスされた製品は、ライセンスの対象となる PI Server にデータを入力するためにのみ使用することができます。
 - ii. PI Visualization Suite に基づきライセンスされた製品は、ライセンスの対象となる PI Server からデータにアクセスするためにのみ使用することができます。

クライアントツール

クライアントツールはデータの可視化、データとの対話に使用されます。個々の製品は以下のいずれかの方法でライセンスされます。

1. Individual user 単位のライセンス

- a. Individual user ライセンスにより、物理的または仮想環境でソフトウェアをインストール

されることができるようになります。

- b. Individual user にライセンスされたソフトウェアは、最大 2 台のコンピューターにインストールすることができます。プライマリコンピューターと、ホームオフィスや遠隔地からの使用を促進するための追加的なコンピュータの 2 台です。
 - i. Individual user ライセンスは、同時に複数の人が使用することはできません。
- c. ターミナルプログラムを通じて、または遠隔地から Individual user ライセンス・ソフトウェアにアクセスするには、ターミナルプログラムにアクセスしている各コンピュータは一つのライセンスを消費します。すなわち、ターミナルプログラムを使用されているかにかかわらず、必要なライセンス数は同じです。

2. Named user 単位のライセンス

- a. Named user とは、組織中のある個人およびその関連するログイン用アカウントを指します。
- b. Named user にライセンスされたソフトウェアには、どのデバイスからもアクセスできます。
- c. Named user アカウントをある個人から別の個人に再割り当てを行うことができます。ただし、最後に再割り当てを行ってから 90 日以内は再割り当てを行うことができません。

3. また、以下の要件が特定のオファリングに適用されます。

a. PI Vision

- i. 「Named user - パブリッシャー」とは、フルディスプレイで操作を行う機能のためのライセンスで、ディスプレイを作成、編集および保存することができます。
- ii. 「Named user - エクスプローラ」とは、ディスプレイを表示したり、対話したりするためのライセンスです。このライセンスでは、ディスプレイを保存することはできません。

b. バンドル

- i. ライセンスの制限は、バンドル全体に適用されます。
- ii. 製品をバンドルから切り離してそれを個別に使用することはできません。例えば、Combo Pack に対して一つの Individual user ライセンスを購入したということは、Combo Pack に含まれる PI ProcessBook および PI DataLink 製品は、別々のノードではなく、単一のノードにまとめてインストールすることができることを意味します。

c. RTReport

- i. お客様は、購入された PI Server ライセンスのコネクション数を超過して RTReport Server を使用することはできません。
- ii. お客様は、購入された同時接続数を超過して RtReport Generator および Editor を使用することはできません。同時接続は、一度に行うことができる、RtReport Generator または Editor と RtReport の間の最大接続数のことを指しています。

インテグレータ

インテグレータは PI Server データと第三者製ツール、例えば Microsoft SQL、Apache Kafka、などを統合する目的で使用されます。個々の製品は以下のようにライセンスされています。

a. 明示的に公開されたデータストリーム単位のライセンス

- a. 明示的に公開されたデータストリームとは、過去 7 日間以内にサードパーティ製のソフトウェアに公開された PI Server データを指します。
- b. インストールする毎にライセンスが必要となります。ライセンスは、インストール全体のデータストリームの合計に基づいてはいません。
- c. データストリームは、複数の PI Server からデータを取得することも可能です。

一般利用規約

以下の利用規約は、上記のソフトウェア製品すべてに適用されます。

ライセンスモデル

1. 当社のソフトウェアライセンスは、固定期間、無期限またはサブスクリプションベースで設定されません。
2. お客様が製品の無期限ライセンスを購入した場合、当社との合意に従い、当社は、お客様に対して、製品利用規約で規定されている製品を使用するための、無期限、非独占的かつ譲渡不可（関連する契約中に別段の定めがある場合はこの限りではない）のライセンスを付与します。
 - a. 別の定めがない場合、お客様が購入されたソフトウェアは永久ライセンスです。
3. お客様が製品の固定期間またはサブスクリプションのライセンスを購入した場合、当社は、お客様に対して、現固定期間またはサブスクリプションの期間のみ、製品利用規約で規定されている製品を使用するための非独占的かつ譲渡不可（関連する契約中に別段の定めがある場合はこの限りではない）のライセンスを付与します。
 - a. 書面で別段の合意がない場合、サブスクリプションの有効期間は、お客様が受諾した注文の見積り中に規定されているサブスクリプション開始日から起算した、1年間です。
 - b. サブスクリプションの期間満了または他の終了条件が発生した場合、双方同意した条項で期間更新されない限り、当社ソフトウェアの使用は停止しなければなりません。ソフトウェアのコピーも破壊しなければなりません。

複製

1. お客様は、不測の事態（ハードウェアの障害、オペレーティングシステムの障害、または悪意のあるユーザもしくはソフトウェアに起因する損傷を含むが、これらに限定されない）があったときのシステムリカバリのためののみ、当社のソフトウェアおよび文書の合理的な数のオフラインコピーを保存する権限を有しています。
2. データ収集のフェイルオーバーを展開することのみ、明示的なライセンスなしに主要なデータ収集の展開と並行して行うことができます。
 - a. 主要な展開と並行して実行されるソフトウェアのその他のあらゆるコピーについては、明示的なライセンスがなければ行ってはなりません。
 - b. 例えば、バックアップ目的のためにコピーされたソフトウェアは、トレーニング、テストや、ホットスタンバイまたはキャッシュサーバとして使用することはできません。ソフトウェアは、障害から回復するためにのみ使用することができます。

OSIsoft のマークの帰属と使用

1. お客様は、当社が自社のソフトウェアに使用する商標、商号、ロゴやその他の標章（以下「OSIsoft マーク」）を用いる場合は、当社のブランディング・ガイドラインに従うことに同意します。OSIsoft のマークを使用することにつき支払は発生しません。お客様は以下に同意します。
 - i. OSIsoft マークに対して、いかなる権利、権原または利益も主張しないこと。
 - ii. 当社の名義以外で、また当社が特に要請した場合ではないにもかかわらず、OSIsoft マークの登録を試みたり、登録されるように取り計らったりしないこと。
 - iii. OSIsoft マークと混乱を招く程度に類似する商標、商号、ロゴその他の標章を採用または使用しないこと。
 - iv. 当社のソフトウェアにその他の商標、商号、ロゴやその他の標章を付加しないこと。
 - v. 当社のソフトウェアまたは二次製品から OSIsoft マークを変更または削除しないこと。
 - vi. 当社のソフトウェアに適さない製品に OSIsoft マークを使用しないこと。

2. お客様は、当社が要請する場合、当社の費用、名義で OSIsoft の商標を登録することに協力することが求められます。例えば、当社の商標が商取引で使用されていることを示すために要請を行う場合もあります。

制限事項

1. お客様が当社のソフトウェアに対して有する権利は、該当する契約の中で当社がお客様に明示的に付与した権利に限定されます。当社のソフトウェアに対してその他のあらゆる権利、権原、利益およびライセンスを当社は留保します。
2. 書面による個別のライセンス契約または適用法により別段の授権があった場合を除き、お客様は、以下のことにつき同意します。
 - a. 当社のソフトウェアを変更、逆アセンブル、逆コンパイル、またはリバースエンジニアリングを行うか、第三者にそれを行うことを許可しないこと。
 - b. 当社のソフトウェアのコピーを作成しないこと（ただし、本規約で明示的に認められている場合はこの限りではない）。
 - c. お客様の関連会社や請負業者ではないサードパーティに対して、当社のソフトウェアでサービスを提供するか、ソフトウェアのリースを行うか、タイムシェアしないこと。

サードパーティ製品

1. 当社は、サードパーティのライセンスの制限を受けるソフトウェア製品をお客様に配布する場合があります。これらの製品は、お客様が当社と交わしているいかなる契約にも該当しません。
2. 当社のソフトウェアには、サードパーティのソフトウェアコンポーネントが含まれている可能性があります。これらのコンポーネントおよび関連するサードパーティ契約は、ウェブサイト (www.osisoft.com) に記載されています。これらのソフトウェアコンポーネントを使用することにより、お客様は、関連するライセンス契約に拘束されており、そのサードパーティの利用規約に同意したものとみなされます。

認定サードパーティ

請負業者やコンサルタント等の認定されたサードパーティは、お客様が当社からライセンスを受けたソフトウェアを使用することができますが、その用途はお客様の利益のために限定されます。お客様は、当該サードパーティに、お客様が当社と交わした契約の規定を遵守させる責任を負うことに同意します。

データの共有

1. データの共有とは、お客様の関連会社または認定されたサードパーティではない者に対して、当社のソフトウェアを通じて、データへのアクセスを許可したり、データを転送したりすることをいいます。
 - a. お客様は、非商業的目的のため、適切にライセンスが付与されたソフトウェアを使ってサードパーティとデータを共有することができます。お客様は、サードパーティが、お客様が当社と交わした契約を遵守することにつき責任を負うことに同意します。
 - b. お客様が、ビジネスモデルとして、または商業的な取り組みの一環としてデータを共有する場合は、当社と個別に契約することが必要です。データの共有に基づくビジネスモデルの例としては、モニタリングサービスやメンテナンスサービスが挙げられます。

米国政府

1. お客様が米国の政府機関であるか、当社のソフトウェアを米国政府に提供する場合は、本条項が適用されます。当社のソフトウェアは、民間の資金で開発されたものであり、FAR 2.101 に定義される

「商業的なコンピュータソフトウェア」として、FAR 52.277-19 および DFARS 227-7202（またはその変更版。該当する場合）に規定される契約条件に従い、ライセンスの付与を行うものです。

当社のソフトウェアの合法的な利用

1. 輸出に関しては、当社のソフトウェアは、米国政府から EAR 99 としての指定を受けています。輸出の分類に関する更に詳細な情報が必要な方は、ウェブサイト (<http://www.osisoft.com/legal-notices/>) をご覧ください。
2. お客様は、当社のソフトウェアを使用するにあたり、現時点で有効、または将来適用される、管轄政府当局のあらゆる適用法、規則およびその他の要件を遵守することに同意します。
3. 前記を制限することなく、お客様は、当社のソフトウェア、付属文書および関連する技術的なデータ（以下、総称して「OSIsoft の技術」）が米国の輸出法を遵守し、これらの法律により、米国を原産地とするソフトウェアおよび技術の輸出や再輸出が制限される可能性があることを了解します。
4. お客様は、当社から必要となるあらゆる合意を事前に取得した場合でない限り、直接的か間接的かを問わず、いかなる OSIsoft の技術も、米国の輸出管理法で輸出が禁止されている目的地、個人または団体にも輸出または再輸出してはならず、また米国の輸出管理法で制限されているいかなる使用（機密性の高い原子力に係る活動や、化学・生物兵器もしくはミサイルに係る活動を含む）にも供してはなりません。
5. お客様は、当社が、自社のソフトウェアライセンス契約に関連する適用法、命令および規則を遵守することができるようにするため、当社が求めるあらゆる情報を提供し、かつあらゆる行動を執り行うことに同意します。お客様がより容易に米国法を遵守できるようにするため、現行の輸出の分類に関する情報が当社のウェブサイトに掲載されています。
6. 当社のソフトウェアは、本質的に危険性を有するアプリケーションの運用または管理のために使用してはなりません。前段の規定にかかわらず、お客様は、商業的な原子力施設において当社のソフトウェアを使用することができます。ただし、それは当社のソフトウェアを (i) 当社のソフトウェアの障害が、お客様の施設の運営に影響を与えたり、施設のすべての運営を安全に停止する能力に影響を与えたりする方法で使用せず、(ii) 安全性に関するシステムまたは安全性に関するアプリケーションを制御するために使用せず、また (iii) 適用法または規制に違反するような方法で使用しない場合に限られます。お客様は、本条に違反して発生するか、当社のソフトウェアまたは付属文書を本条に違反する形で使用することに起因するあらゆる訴え、法的責任、費用、損害および損失から当社を補償し、免責すること、また当社は本契約を解除することができることに同意します。当社は、原子力規制委員会またはその他の政府機関と共に、当社のソフトウェアまたは付属文書をテスト、証明、検証し、またはそれらに関して追加的な措置を取る責任を負いません。かかる承認を取得する責任（もしあれば）は、お客様が単独で負うものとします。

ソフトウェアの置き換えについて

1. 当社がお客様に提供するソフトウェアの一部（例えば、SRP サービスや保証に基づき提供するもの）は、古いバージョンのソフトウェアを置き換えることとなります。お客様は、当社が新規のソフトウェアを提供することでライセンスの範囲が拡張されることはなく、また新規のソフトウェアを利用した場合は、古いソフトウェアの利用を停止しなければならないことを理解しました。
2. お客様は、アーカイブの目的のためにのみ、古いソフトウェアのコピーを 1 部保存することができます。古いソフトウェアのその他のコピーについては、必ず削除するようにしてください。